

コロナ対策費も
補助対象に!!

港区チャレンジ商店街 店舗応援事業補助金

追加募集及びコロナ対策補助を開始

- 1 区内商店会加盟店舗が新たに取り組む「新規顧客獲得事業」「多言語対応事業」「効率化・省人化事業」「営業時間拡大事業」に係る費用の **1/2(50万円限度)を助成します**
- 2 コロナ対策費として、非接触や換気のための改装費等に係る費用の **2/3(80万円限度)を助成します**

対象店舗

いずれにも該当する区内商店会加盟の店舗

- ✓ 区内に小売業等の店舗を有する中小企業者であって、商店会に加盟している者(コロナ対策費については、賛助会員として港区商店街連合会に加盟している者も含まれます)
- ✓ 区内で事業を営んでいる者。ただし、新たに取り組む主な事業を実施する際に要する経費については、区内で(申請時点)引き続き5年以上事業を営んでいる者
- ✓ 法人にあつては法人住民税及び法人事業税を、個人にあつては特別区民税及び都民税を滞納していないこと
- ✓ 小売業・飲食・一部サービス業の店舗を有する資本金(若しくは出資の総額)が1,000万円以下の法人又は、常時使用する従業員が30人以下の企業(個人事業も含まれます)
※風俗営業等を営む事業者は除きます

例 小売業 鮮魚店、精肉店、青果店、文房具店 等 飲食業 そば屋、すし屋、喫茶店、レストラン 等
サービス業 クリーニング店、理髪店、美容院、写真店 等

補助対象事業

新たな取り組みに要する主な補助対象経費

-  **新規顧客獲得事業**
商品開発・販売用機材や設備導入、高齢者や乳幼児連れ親子等の受入環境設備
例 段差解消、おむつ替えスペースの整備、店舗改装費用
-  **多言語対応事業**
外国人観光客の受入環境設備
例 音声翻訳機の導入
-  **効率化・省人化事業**
セルフレジ、キャッシュレス対応、自動洗浄機の導入
例 人件費削減のための食器洗浄機の導入
-  **営業時間拡大事業**
営業時間拡大のための周知、従業員募集の広告
例 定休日も営業を開始した等のポスター制作費

コロナ対策補助対象経費

店内の感染症対策に要する費用

以下は、例示の費用です。

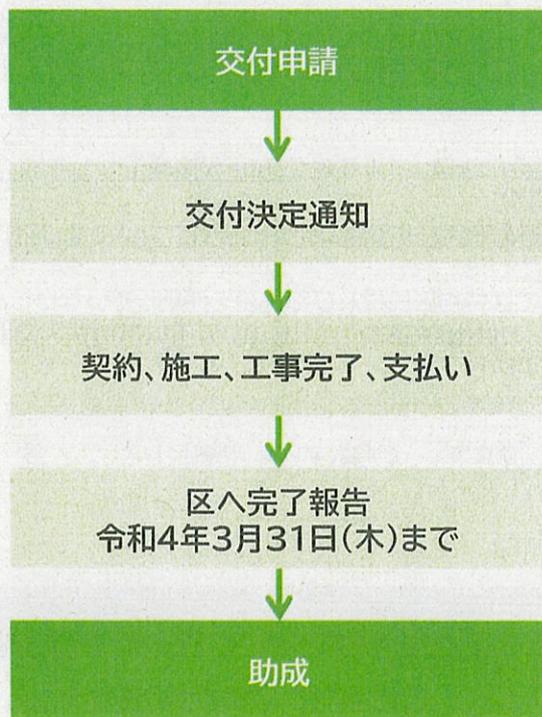


※申請は、1件あたり1万円以上の費用が該当です
消耗品は、対象外です

	新たな取り組み	コロナ対策
補助対象経費	補助対象事業に係る工事費、撤去費、施工監理費、設備・備品購入費、設備・備品設置運搬費、デザイン費、印刷経費、翻訳料、委託料、賃借料等	換気扇設置、エアコン設置、光触媒工事、キャッチレス機器導入、空気清浄機、自動手洗い機、自動開閉トイレ、テレワーク専用席設置(Wi-fi工事、電源工事)、CO ₂ センサー導入、コンサルティング費等 令和3年4月1日以降の経費が対象です 消耗品は、対象外です
補助金額	50万円を上限に補助対象経費の2分の1(千円未満切捨)	80万円を上限に補助対象経費の3分の2(千円未満切捨)
募集店舗数	先着順 4店舗程度 予算に達した時点で受付を終了します	40店舗程度

補助申請

申請の流れ



申請に必要な書類

様式はこちらからダウンロード
産業振興課HP「MINATOあらかと」
<http://www.minato-ala.net/>



交付申請時提出書類

以下の必要書類を産業振興課産業振興係まで提出してください(郵送可)

- ・ 交付申請書(様式)
- ・ 事業計画書(様式)
- ・ 予定事業の見積書
- ・ 店舗の案内図、配置図、平面図
- ・ 納税証明書(法人:法人都民税及び法人事業税、個人:港区役所発行の特別区民税・都民税)
- ・ 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
※発行から3か月以内のもの(法人のみ)
- ・ 区内で営業していることが確認できる書類の写し
- ・ 新たに取り組む経費の申請の場合は、創業5年以上であることが確認できる書類の写し(営業許可証・開業届等)

注意事項

- ・ 新たな取り組みに要する主な対象経費は、交付決定以降に事業を実施することが条件です
- ・ 港区への申請内容(経費)に関して国、東京都、公社等の補助対象となっていないことが条件です
- ・ 令和4年3月31日(木)までに改装、支払い及び区へ完了報告することが条件です
- ・ 事業実施年度から起算して5年以内に廃業した場合は、補助金の返還が必要です

提出先
(担当)

港区 産業振興課 産業振興係



03-3578-2556

MINATO CITY



買い物
するなら
地元の
商店街で

Going
shopping?
Visit our
local
shopping
streets.